



発行 新潟県

第 37 号

令和7年5月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

31 県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 546 県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 547 県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 548 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 549 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 550 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 551 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 552 新潟県土地利用計画の変更（用地・土地利用課）
- 553 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 554 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 555 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局告示

- 3 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）
- 4 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）
- 5 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）
- 6 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会告示

- 2 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 3 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

規 則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第31号

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年新潟県規則第87号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（一般競争入札の公告） 第 5 条 特例政令第 6 条又は第10条第 5 項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 2～5 （略） （指名競争入札の公示等） 第 6 条 （略） 2・3 （略） 4 特例政令第 7 条第 2 項又は第10条第 7 項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 5 （略）	（一般競争入札の公告） 第 5 条 特例政令第 6 条又は第10条第 5 項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（<u>一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。）</u>）に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 2～5 （略） （指名競争入札の公示等） 第 6 条 （略） 2・3 （略） 4 特例政令第 7 条第 2 項又は第10条第 7 項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（<u>一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。）</u>）にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。 5 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第546号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「さくらもこ展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 6 月 8 日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広

4 委託期間

令和7年5月16日から令和7年7月20日まで

◎新潟県告示第547号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

「さくらももこ展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和7年5月16日から令和7年7月11日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長職務代理者 専務理事 高山 秀靖
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社D I Palette 代表取締役 遠山 亮
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 鈴木 浩行
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 佐藤 明

新発田市中央町 4 丁目 10 番 10 号 新発田商工会議所 3 階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町 4 丁目 10 番 10 号 新発田商工会議所 3 階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白 1 丁目 10 番 12 号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白 1 丁目 10 番 12 号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
十日町市本町六の 1 丁目 71 番地 26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の 1 丁目 71 番地 26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
新潟市中央区川岸町 3 丁目 18 番地 株式会社新潟放送	新潟市中央区川岸町 3 丁目 18 番地 株式会社新潟放送 代表取締役社長 島田 好久
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎 1 丁目 11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー 8 階 アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久

4 委託期間

令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 8 月 20 日まで

◎新潟県告示第548号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新潟市に係る中央区農業振興地域（令和4年新潟県告示第1162号）及び秋葉区農業振興地域（令和4年新潟県告示第1162号）の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

- (1) 中央区農業振興地域
- (2) 秋葉区農業振興地域

2 区域

- (1) 新潟市中央区のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の青色の枠線で囲まれた区域
（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (2) 新潟市秋葉区のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の青色の枠線で囲まれた区域
（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和 7 年 5 月 13 日

◎新潟県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を令和7年4月30日認可した。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月13日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	三条市森町1528番地	斎藤 幸男 (理事長)
〃	〃 笹岡1826番地4	熊倉 隆雄
〃	〃 笹巻甲157番地1	石月 正則
〃	〃 原315番地7	熊倉 陽市
〃	〃 広手457番地	土田 昭博
〃	〃 下大浦1276番地	飯塚 聡
〃	〃 牛野尾661番地	藤崎 豊
〃	〃 栗山217番地	藤田 清之
〃	〃 北五百川3500番地	若林 雅弘
〃	〃 江口134番地	大竹 幸喜
〃	〃 飯田1633番地2	小柳 育男
〃	〃 新屋273番地1	木村 正
監事	〃 駒込924番地	山谷 浩一
〃	〃 北五百川3136番地	佐野 稔
〃	〃 鹿峠700番地1	田村 桂一
〃	〃 荻堀1362番地3	小林 篤

就任年月日 令和7年4月7日

2 退任

理事	三条市森町1528番地	斎藤 幸男 (理事長)
〃	〃 笹岡1826番地4	熊倉 隆雄
〃	〃 笹巻甲157番地1	石月 正則
〃	〃 原1277番地	木口 武則
〃	〃 広手457番地	土田 昭博
〃	〃 下大浦1276番地	飯塚 聡
〃	〃 早水507番地	坂井 利彦
〃	〃 名下668番地	坂井 浩行
〃	〃 長野844番地	大竹 進一
〃	〃 江口134番地	大竹 幸喜
〃	〃 飯田1633番地2	小柳 育男
〃	〃 新屋273番地1	木村 正
監事	〃 荻堀1151番地5	堀江 榮作
〃	〃 北五百川3136番地	佐野 稔
〃	〃 鹿峠700番地1	田村 桂一
〃	〃 荻堀1362番地3	小林 篤

退任年月日 令和7年4月6日

◎新潟県告示第551号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
本条	区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業	柏崎市	令和7年3月19日

◎新潟県告示第552号

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成 29 年 3 月新潟県告示第 387 号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 農業地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟市の一部	1

- 2 農業地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟市の一部	22

◎新潟県告示第 553 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域の名称

粟瀬（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

- 2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 16 号までを順次結んだ線及び標柱 16 号と 1 号を結んだ線に囲まれた区域

東蒲原郡阿賀町三方道上

甲 49 番	1 号
--------	-----

東蒲原郡阿賀町三宝分テロフ

甲 497 番	2 号及び 3 号
---------	-----------

甲 492 番	4 号
---------	-----

甲 465 番	5 号
---------	-----

甲 462 番	6 号
---------	-----

甲 443 番	7 号
---------	-----

甲 431 番	8 号
---------	-----

東蒲原郡阿賀町三宝分粟瀬

甲 56 番	9 号
--------	-----

甲 71 番	10 号
--------	------

東蒲原郡阿賀町三宝分若宮道上

甲 425 番	11 号
---------	------

甲 409 番 1	12 号
-----------	------

甲 407 番 1	13 号
-----------	------

甲 402 番	14 号
---------	------

甲 384 番	15 号
---------	------

東蒲原郡阿賀町三方和泉

甲 134 番 1	16 号
-----------	------

◎新潟県告示第 554 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 胎内都市計画汚物処理場

名称 1号 下越清掃センター組合汚泥再生処理センター

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第555号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第13項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 日時

令和7年5月23日（金）午前10時00分から

2 場所

燕市中央公民館 3階 小ホール

燕市水道町1-3-28

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、工業の利便を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

燕市小池5143番地

株式会社青芳 代表取締役 青柳修次

(2) 申請地

燕市小池字上通4852番5の内、4852番6

(3) 主要用途

事務所一部飲食店

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階

建築面積 307.78平方メートル

延べ面積 525.92平方メートル

公 告

予算の公表について（公告）

令和7年3月31日専決処分をした令和6年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

令 和 6 年 度 新 潟 県 一 般 会 計 補 正 予 算

令和 6 年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,867,905 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,305,488,965 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県税		千円	千円	千円
	第1項 県民税	289,350,000	2,271,000	291,621,000
	第2項 事業税	66,511,000	28,000	66,539,000
	第3項 地方消費税	77,032,000	1,103,000	78,135,000
	第4項 不動産取得税	80,543,000	575,000	81,118,000
	第5項 県たばこ税	4,030,000	250,000	4,280,000
	第6項 ゴルフ場利用税	2,442,000	△	2,440,000
	第7項 軽油引取税	446,000	△	444,000
	第8項 自動車税	21,098,000	305,000	21,403,000
	第12項 産業廃棄物税	32,314,000	12,000	32,326,000
	第13項 旧法による税	115,000	3,000	118,000
		2,000	△ 1,000	1,000
第3款 地方譲与税		51,386,199	262,711	51,648,910
	第1項 特別法人事業譲与税	47,436,815	39,736	47,476,551
	第2項 地方揮発油譲与税	3,372,192	218,295	3,590,487

	第 3 項 石油ガス譲与税	133,654	170	133,824
	第 4 項 自動車重量譲与税	330,348	6,116	336,464
	第 5 項 森林環境譲与税	110,297	△	108,433
	第 6 項 航空機燃料譲与税	2,893	258	3,151
第 5 款 地方交付税	第 1 項 地方交付税	263,837,598	4,798,775	268,636,373
		263,837,598	4,798,775	268,636,373
第 6 款 交通安全対策特別交付金	第 1 項 交通安全対策特別交付金	305,424	4,115	309,539
		305,424	4,115	309,539
第 7 款 分担金及び負担金	第 2 項 負担金	6,723,661	18,726	6,742,387
		4,500,381	18,726	4,519,107
第 8 款 使用料及び手数料	第 1 項 使用料	13,715,698	△	13,694,171
	第 2 項 手数料	9,910,044	△	9,888,656
		3,805,654	△	3,805,515
第 9 款 国庫支出金	第 1 項 国庫負担金	174,290,106	△	173,350,463
	第 2 項 国庫補助金	29,400,818	△	29,338,330
		141,765,265	△	140,888,110

第10款 財産収入	第1項 財産運用収入 第2項 財産売却収入	2,310,502 1,757,169 553,333	△ △	64,148 749 64,897	2,246,354 1,757,918 488,436
第11款 寄附金	第1項 寄附金	3,037,981 3,037,981		43,691 43,691	3,081,672 3,081,672
第12款 繰入金	第2項 基金繰入金	43,175,238 37,167,898		1,287,965 1,287,965	44,463,203 38,455,863
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第3項 公営企業貸付金収入 第5項 受託事業収入 第6項 収益事業収入 第8項 雑入	104,043,848 163,491 11,713,600 1,978,250 2,612,996 6,700,757	△ △ △ △ △	3,098,570 10,146 2,400,000 50,000 775 639,199	100,945,278 159,345 9,313,600 1,928,250 2,613,771 6,061,558
第14款 県債	第1項 県債	225,000,000 225,000,000	△ △	6,431,000 6,431,000	218,569,000 218,569,000

歳	入	合	計	1,307,356,870	△	1,867,905	1,305,488,965
---	---	---	---	---------------	---	-----------	---------------

2 歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第 2 款 総 務 費		51,663,142 千円	7,231,616 千円	58,894,758 千円
	第 1 項 政 策 費	6,243,137	△ 56,273	6,186,864
	第 2 項 総務管理費	34,874,846	7,290,102	42,164,948
	第 4 項 徴 税 費	7,146,119	△ 2,628	7,143,491
	第 7 項 人事委員会費	160,115	415	160,530
第 3 款 環 境 費		10,044,199	△ 230,580	9,813,619
	第 1 項 環境政策費	549,290	30,000	579,290
	第 4 項 防 災 費	8,053,702	△ 260,580	7,793,122
第 4 款 福祉保健費		191,335,381	△ 1,639,544	189,695,837
	第 1 項 福祉保健費	22,974,346	△ 138,203	22,836,143
	第 2 項 国保・福祉指導費	46,751,951	1,341	46,753,292
	第 3 項 地域医療政策費	15,018,728	△ 654,039	14,364,689
	第 5 項 高齢福祉保健費	43,765,562	△ 206,438	43,559,124
	第 6 項 健康対策費	4,615,389	△ 70,000	4,545,389

	第8項 障害福祉費	24,679,276	△	81,801	24,597,475
	第9項 こども家庭費	27,105,579	△	490,404	26,615,175
第6款 産業費					
	第3項 創業・イノベーション推進費	107,341,813	△	11,075	107,330,738
	第8項 スポーツ費	1,821,815	△	98	1,821,717
		1,952,958	△	10,977	1,941,981
第7款 農林水産業費					
	第2項 地域農政推進費	90,432,681	△	633,329	89,799,352
	第6項 畜産業費	7,181,508	△	498,650	6,682,858
	第7項 水産業費	1,599,582	△	163,514	1,436,068
		3,384,705	△	31,165	3,353,540
第8款 土木費					
	第2項 道路橋りょう費	149,964,776		1,030,624	150,995,400
	第3項 河川海岸費	70,835,800		2,025,889	72,861,689
	第4項 砂防費	29,509,328	△	20,763	29,488,565
	第6項 建築費	11,364,376	△	516,985	10,847,391
	第9項 港湾費	5,350,732	△	50,000	5,300,732
		9,496,468	△	407,517	9,088,951
第9款 警察費		54,820,397	△	389,035	54,431,362

第10款 教育費	第1項 警察管理費	50,828,646	△	389,035	50,439,611
第10款 教育費	第1項 教育総務費	173,578,014	△	1,517,287	172,060,727
	第2項 小中学校費	7,425,183	△	89,136	7,336,047
	第3項 高等学校費	86,570,922	△	806,379	85,764,543
	第4項 特別支援学校費	44,531,550	△	323,424	44,208,126
	第6項 生涯学習推進費	21,260,253	△	298,507	20,961,746
		394,715		159	394,874
第11款 災害復旧費	第2項 農林水産施設災害復旧費	16,655,298	△	2,986,884	13,668,414
	第3項 土木施設災害復旧費	3,376,706	△	1,017,218	2,359,488
	第5項 教育施設災害復旧費	12,176,359	△	1,969,518	10,206,841
		914,630	△	148	914,482
第12款 県債費	第1項 県債費	286,050,012	△	3,405	286,046,607
		286,050,012	△	3,405	286,046,607
第13款 諸支出金	第1項 公営企業貸付金	171,147,093	△	2,439,006	168,708,087
	第2項 雑支出	11,713,600	△	2,400,000	9,313,600
		6,849,946	△	33,178	6,816,768

	第3項 地方消費税清算金	76,472,833	△	33	76,472,800
	第6項 株式等譲渡所得割交付金	2,787,048	△	3,479	2,783,569
	第9項 地方消費税交付金	58,549,555	△	32	58,549,523
	第10項 ゴルフ場利用税交付金	317,922	△	1,604	316,318
	第11項 環境性能割交付金	1,264,558	△	25	1,264,533
	第14項 旧法による自動車取得税交付金	715	△	655	60
第14款 予備費		300,000	△	220,000	80,000
	第1項 予備費	300,000	△	220,000	80,000
歳出	合計	1,307,356,870	△	1,867,905	1,305,488,965

第2表 地方債補正 1 変 更									
起 債 の 目 的	補		正		前		補		後
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率		
道 路 事 業 費	千円 16,055,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額を埋めるために必要な金額に限度額を加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円 16,018,000	補 正 前 に 同 じ	償還の方法		
河 川 事 業 費	13,824,000				13,905,000				
海 岸 事 業 費	835,000				826,000				
砂 防 事 業 費	5,911,000				5,755,000				
街 路 事 業 費	354,000				352,000				
公 園 事 業 費	904,000				902,000				
公営住宅建設事業費	308,000				307,000				
港 湾 事 業 費	5,220,000				5,047,000				
空 港 事 業 費	370,000				371,000				
漁 港 事 業 費	530,000				511,000				
林 道 事 業 費	607,000				601,000				

治山事業費	2,753,000				2,750,000			
農地事業費	12,752,000				12,730,000			
災害復旧事業費	6,168,000				5,095,000			
生涯学習施設等整備事業費	39,000				36,000			
社会福祉施設整備事業費	310,000				319,000			
地域活性化事業費	1,249,000				1,243,000			
防災対策事業費	11,784,000				11,263,000			
地方道路等整備事業費	6,550,000				6,898,000			
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	501,000				512,000			
河川等整備事業費	96,000				73,000			
警察施設整備事業費	710,000				654,000			
交通安全施設整備事業費	606,000				605,000			
地域機関改修事業費	509,000				486,000			
医療体制整備事業費	129,000				105,000			

農林水産業振興事業費	40,000			20,000			
公共施設等除却費	157,000			156,000			
行政改革推進債	2,700,000			0			
借換債	124,352,000			122,352,000			
合 計	225,000,000			218,569,000			

令 和 6 年 度 新 潟 県 災 害 救 助 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

令和 6 年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 359,392 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,333,773 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 災害救助事業収入		千円	千円	千円	
	第1項 国庫支出金	6,693,165	△ 359,392	6,333,773	
	第3項 繰入金	2,213,875	△ 50,000	2,163,875	
	第6項 寄附金	4,074,536	△ 310,580	3,763,956	
歳 入 合 計		21,470	1,188	22,658	
歳 入 合 計		6,693,165	△ 359,392	6,333,773	

2 歳 出					計
款	項	補正前の額	補正額		
第1款 災害救助事業費		千円	千円	千円	
	第1項 災害救助費	6,693,165	△ 359,392	6,333,773	
	第2項 基金積立金	5,100,326	△ 309,680	4,790,646	
歳		107,810	△ 49,712	58,098	
	出 合 計	6,693,165	△ 359,392	6,333,773	

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

次のとおり公表する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 MEGAドン・キホーテ柏崎店

所在地 柏崎市東長浜町字東江149 外

設置者 株式会社長崎屋

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和6年12月24日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年5月13日から令和7年6月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ひらせいホームセンター村上店

所在地 村上市村上牛沢21

設置者 株式会社高建 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和6年12月27日

3 意見の概要

(1) 村上市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年5月13日から令和7年6月13日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 落札件名及び数量

(1) 男性警察官用夏服上衣長袖 817着

- | | |
|------------------|------|
| 〃 夏服上衣半袖 | 778着 |
| (2) 男性警察官用夏服ズボン | 547本 |
| (3) 女性警察官用夏服上衣長袖 | 222着 |
| 〃 夏服上衣半袖 | 112着 |
| 〃 夏服ベスト | 70着 |
| 〃 夏服ズボン | 208本 |
| (4) 男性警察官用夏帽子 | 86個 |
| 警察官用夏活動帽子 | 314個 |
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 3 落札決定日
令和 7 年 3 月 13 日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 上記 1 (1) 及び (3)、(4) について
小池被服株式会社
新潟県新潟市西区平島 2 丁目 8 番地 6
(2) 上記 1 (2) について
株式会社堀口繊維工業
新潟県新潟市西区寺尾 2 番 29 号
- 5 落札価格
(1) 上記 1 (1) について
20,065,540 円
(2) 上記 1 (2) について
7,250,485 円
(3) 上記 1 (3) について
7,845,200 円
(4) 上記 1 (4) について
2,332,880 円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和 7 年 1 月 17 日

病院局告示

◎新潟県病院局告示第 3 号

新潟県病院局財務規程（昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号）第 9 条の 2 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 指定した事務
新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立柿崎病院、新潟県立十日町病院、新潟県立精神医療センター、新潟県立津川病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立坂町病院において、納入義務者の委託を受けて診療費等の収入を納付する事務
- 2 指定納付受託者の住所及び名称
(1) 東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号
三菱 UFJ ニコス株式会社

- (2) 東京都港区南青山5丁目1番22号
株式会社ジェーシービー

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和7年5月13日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 委託した事務

- (1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務
(2) 新潟県立新発田病院における外来駐車場の利用料金収納事務
(3) 新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、旧新潟県立六日町病院、旧新潟県立小出病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立坂町病院及び旧新潟県立リウマチセンターにおける診療費等の収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号
株式会社YARUSHIKA
(2) 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
株式会社NKSコーポレーション新潟支店
(3) ア 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブーンイレブン・ジャパン
イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
ウ 東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
エ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
オ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ミニストップ株式会社
カ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
キ 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
ク 東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
ケ 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和7年5月13日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 委託した事務

新潟県立病院における診療費等未収金収納事務

2 受託者の住所及び名称

東京都中央区日本橋3丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階

弁護士法人ライズ総合法律事務所

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

◎新潟県病院局告示第 6 号

新潟県病院局財務規程（昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号）第 44 条の 2 の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 委託した事務

- (1) 新潟県立吉田病院における診療費等未収金収納事務
- (2) 新潟県立加茂病院における診療費等未収金収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟県新潟市北区木崎 761 番地
医療法人愛広会
- (1) 新潟県長岡市深沢町 2300 番地
社会医療法人崇徳会

3 委託期間

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、診断用 X 線撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
診断用 X 線撮影装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 7 年 10 月 31 日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和7年5月19日(月)午後5時15分
- 4 入札の開札の日時及び場所
令和7年5月23日(金)午前10時00分
新潟県立中央病院 講堂1
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 暴力団等の排除
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
 - (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (10) その他
詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第57号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和7年5月13日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和 7 年 6 月 18 日（水）から同月 25 日（水）までの 6 日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町 10 番地 2

技術士センタービル I

3 受講定員

40 人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 4 日（水）及び同月 5 日（木）の各日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1 通に必要な事項を記入し、4 に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4 (1)に該当する者

2 号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4 (2)に該当する者

1 級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4 (3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4 (4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(オ) 4 (5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和7年6月11日(水)及び同月12日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

◎新潟県公安委員会告示第58号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和7年5月13日

新潟県公安委員会

委員長 斎藤 良人

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和7年6月23日(月)から同月25日(水)までの3日間の午前9時から午後5時まで(初日にあつては、午後1時から午後5時まで)

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルⅠ

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条

に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）及び同月 10 日（火）の各日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1 通に必要な事項を記入し、4 に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4 (1)に該当する者

2 号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4 (2)に該当する者

1 級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4 (3)に該当する者

2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4 (4)に該当する者

旧 1 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し

(カ) 4 (5)に該当する者

旧 2 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）及び同月 17 日（火）の各日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)